

札幌市医療安全推進協議会第1回基幹会議 議事録（要約）

副会長の指名後から

項目	発言者	発言趣旨
議事(1)ア 医療機関及び薬局等の立入検査結果について	佐藤主査	・平成17年度の医療機関及び薬局等の立入検査について説明(資料5)
	加藤会長	・保健所が行っている医療機関への定期的な立入検査は、チェック項目が事前に分かっているので合格しやすい。例えば、立入検査を100%行っても事故が起こるというジレンマがあると思う。
	古畑部長	・今までの立入検査では、ハードウェア中心のチェックになるという問題は感じている。現状としては、病院としての機能が全うできているかどうかというところに踏み込めていないというところがある。 ・現在、院内感染防止対策では、スタッフの考え方を聞くなどの確認にも力を入れている。
	加藤会長	・自治医科大学で院内感染のため2人が死亡したという事件があった。こんな時、保健所は何をするのか。
	古畑部長	・まず、平常時から院内感染対策委員会を設置し、基本的な感染対策に対する指針を決めてもらう。さらに、各職員に周知徹底を求めることが基本的な業務である。
	加藤会長	・ある医療機関で発生した事例を参考にして、他の医療機関に対して立入検査の際に、その点を指導するという役割は非常に大きいと思う。 ・そのことを、この委員会がもう少し組織立てて、有効な施策、実際的なアドバイスをしていくというように理解している。
議事(1)イ 市民相談結果の概要について	佐藤主査	・平成17年度の市民相談結果の概要について説明(資料6)
	加藤会長	・診療内容の適否について相談があった場合、保健所に対応するのは医師か。
	武口課長	・医務薬事課職員18名で行っており、衛生職等が医療監視員あるいは薬事監視員を兼務しながら対応している。 ・保健所には、医師職、保健師職もいるので、状況に応じてはそれらの専門職と相談の上回答することもあるが、それらの専門職が相談窓口職員でなく、常時相談できないという状況もあり困っている部分もある。

	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けてどうするという法律的なバックアップがないので、医療機関に相談を伝えるというのが実情であると思う。 ・医師会では苦情相談を受けているのか。
	松家副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局で対応しているが、事務職なので、保健所と同じような対応になっている。 ・紛争の場合は、医事紛争処理委員会が対応している。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・医事紛争処理委員会では、年間何件ぐらい受けているのか。
	松家副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月4件ぐらい増えており、処理がなかなか進まないのので、今扱っているのが130件ほどである。そのほとんどは、最初のボタンのかけ違いでこじれてしまっている。 ・現在は、一般の方たちも情報過多なので、何が正しいかという情報整理も医療安全には非常に必要であると思う。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この辺は、医療者側の反省が必要なケースもあるし、上手な患者になってほしいというケースもある。
議事(1)ウ 医療安全相談窓口における相談体制について	佐藤主査	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全相談窓口における対応体制について説明(資料7)
		特に意見等はなかった。
議事(1)エ 医療機関及び薬局に対する講習会について	佐藤主査	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関及び薬局に対する講習会について説明(資料8)
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の参加率の母数は何か。
	佐藤主査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の病院や有床診療所の施設数である。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ人数とは何か。
	武口課長	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ施設から複数で来ているところもあるので、その延べの人数である。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の参加率がずいぶん高く、良い傾向だと思う。
議事(2) 平成18年度の医療安全対策について	佐藤主査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の医療安全対策について説明(資料9)
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この協議会は、保健所の業務すべてについて助言する機関なのか。
	武口課長	<ul style="list-style-type: none"> ・医務薬事課が所管している医療法、医師法、薬事法等に関する部分と考えている。
	古畑部長	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会は、相談窓口と車の両輪の関係になって支援センターを推進していくのが基本である。相談窓口や医療

		事故対策・院内感染対策に専門的な知見から指導をいただき、行政に生かしたい。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4の図の中で、この協議会は支援センターの片側にある。もう片方は相談窓口である。今までの議事の内容全てを指導するならば、委員10人ではできない。 ・医療事故対策や院内感染対策の際に、専門家の意見が必要になってくる。協議会は、そのときに随時応じると理解してよいのか。
	古畑部長	・医療事故や院内感染の発生時の対策については、国でもシステムが完成していない。そのため、委員の意見を聞きながら進めていくものである。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この協議会は、これまでの法律ではまだ整備されていないところに意見をするという理解でよいと思う。 ・極端な例が医療関連死で、10月1日に札幌市で厚生労働省のモデル事業が開始する。将来的には、保健所が担当すると思う。
	本郷委員	・資料4では、協議会の連携先に北海道の支援センターや保健所設置市になっている。我々は札幌市から委嘱を受けて協議会の委員となっているので、北海道や保健所設置市とどのような関係になるのか。
	武口課長	・北海道にも既に協議会を持った医療安全支援センターがある。ないところは、保健所がその業務を行っている。そこで、行政間の連絡も若干入ったような横の連携をとっていくという意味であり、協議会の委員が連携を図るものではない。
	成田委員	・資料8に相談の対応マニュアルの一部がつづられているが、全体を知りたい。
	武口課長	・全体の中身をもう一度精査した上で、その方向で検討したい。
議事(3) 専門会議の 設置及び委 員構成につ いて	佐藤主査	・専門会議の設置及び委員構成について説明(資料11)
	加藤会長	・カテゴリーに札幌市医師会会員、左側に会議の委員というのは、どういう意味か。
	武口課長	・基幹会議の委員ということである。
	加藤会長	・情報提供、医療事故対策と院内感染対策の3つの会議を設置することとなる。これは、保健所がアドバイスを求めている部分である。それを執行していくのは保健所の役割である。
	山口(路)委員	・情報提供のあり方について、この委員会で何か提言を

		求められるのか。それとも、特定の事例についての意見を求められるのか。
	武口課長	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や立入検査結果も含めて、どのような情報提供をしたらよいのかをこの専門会議で討議いただきたい。 ・医療事故対策や院内感染対策の専門会議については、法改正を見極めたうえで検討したい。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹会議は、何回もできる会議ではないので、専門会議で本当に実行するためのアドバイスをしていくものであると思う。 ・専門会議は、医療事故対策や院内感染対策として作成するチェックポイントなどを、どのようなものにしたら良いかアドバイスする会議となる。
	武口課長	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーという部分もある。実際に発生した事故や院内感染でなかなか原因究明できない場合には、専門会議的なもので複数の委員に集まってもらって立ち上げればいいのか、個別にアドバイスをもらえばいいのかも、今後会長と相談しながらやっていきたい。
議事（４） アドバイザーについて	佐藤主査	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーについて説明
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は基幹会議の委員であるが、専門家の立場になってアドバイザーにもなる。 ・ほかにも事務局でアドバイザーを委嘱できる。 ・アドバイザーは、普通は委員以外の人のことを言うが、今回は委員をアドバイザーとも言われているので少し混乱している。
	武口課長	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹会議では、前年度の医療安全に関する全体の活動報告と次年度の活動方針を議論することになる。 ・専門会議は、もっと焦点を絞って委員の半分程度で検討することになる。 ・アドバイザーは、日々の相談の中で保健所の知識や能力を超えるような場合、その個別案件について助言をいただくことを考えている。 ・アドバイザーは、必ずしも基幹会議の委員だけに限らず、アドバイザーからの紹介や、保健所で別途委嘱する場合もある。
	加藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーは、個々のケースの際に対応し、専門会議は定期的を開催して大綱を決めるという解釈でよいか。

	古畑部長	・改正医療法の詳細が決まり、保健所で何が求められているかがはっきりしたら、自然に専門会議の組織も固まってくると思う。
	加藤会長	・要綱第8条の「アドバイザーを設置する」という表現は、日本語的に少し変かも知れないので、考えていただきたい。 ・専門会議は、年に2、3度定期に開催し、アドバイザーは、随時お願いすることになると理解した。
議事(5) 次回の基幹 会議の開催 日程等につ いて	佐藤主査	・次回の基幹会議の開催日程等について説明(資料12)
	加藤会長	・基幹会議は、来年6月まで何もしないのか。
	武口課長	・定例会は、前年度の活動報告と次年度の活動方針で1回である。また、専門会議の活動状況に応じて、臨時会を開催することはある。
	加藤会長	・基幹会議は、年1回のゆったりとした会議にして、専門会議は、随時少人数ですばやく開催するという事なのか。
	武口課長	・過去に保健所が専門の先生にアドバイスをお願いしたのは数回あるが、今後はそれより増えると考えている。 ・効率性の面で、アドバイスにするのか専門会議にするのかは、会長と相談しながらやっていきたい。
	加藤会長	・病院からの相談の受け皿を狭めないでほしい。行政は受け身でなく、どの相談まで受けることができるのかをしっかりアナウンスしてほしい。 ・年1回というのは、何の役割も果たせないのではないかとこのジレンマに陥りやすく、あまり良くないと思う。 ・できるだけ活動性を高めていくということを要望する。
	後藤所長	・情報提供の専門会議では、市民や医療機関への支援センターのPR等について重点を置いている。 ・平成19年4月の改正医療法施行に合わせて、医療事故や院内感染対策の専門会議の設置について検討すると考えていたが、医療機関に対する相談窓口として機能させることを、委員の方々が承諾するのであれば、その部分をスタートさせたい。
	加藤会長	・専門会議の設置については、もっと前向きに取り組んでほしい。委員全員もそのつもりでいる。
議事(6)	中田委員	・私たちCOMLでは、「患者自身が医療機関を選択し

その他		ていく」という言葉を使っているので、資料4のそれぞれの役割の中にも入れるよう検討してほしい。
	加藤会長	・分かった。中田委員の発言には、良い患者になってもらいたいという意味もある。
	本郷委員	・保健所に寄せられた事例を我々にもっと詳しく開示してほしい。できるだけ多くの情報を与えていただき我々も勉強していきたい。
	武口課長	・関係団体への説明の際にも、具体的な中身を教えてほしいという要望があり、相談者のプライバシーに配慮しながら、どのような形で出せるかを検討する。
	中田委員	・先ほど委員の皆さんにCOML患者塾の冊子をお配りしました。「賢い患者になりましょう」を合言葉に、コミュニケーションの大事さや、患者と医療機関の双方がよい医療をしていくためにどうしたらいいのかということで作っているのです、御覧いただきたい。
	松家副会長	・市民相談の結果、市民が納得したのか、最後まで納得しなかったのか、その結果も出してほしい。納得しなかった人の相談内容について、アドバイスできると思う。
	武口課長	・検討させていただく。
	山口(路)委員	・市民相談を受けてどのような回答をしたかも開示してほしい。それについてもアドバイスできると思う。
	加藤会長	・患者や市民との、より良いコミュニケーションがあるのではないかと素材がほしいということだ。全委員への情報のフィードバックをお願いしたい。